

ローン規定(カードローン取引規定)

借主は、阿波銀保証株式会社の保証に基づき、株式会社阿波銀行(以下「銀行」という)と表記カードローン取引(以下「本取引」という)をするにあたって、次のとおり各条項を確約します。

第1条(取引の開設)

- 銀行との本取引は、銀行本支店のうちいずれか1か店のみににおいて開設できるものとします。
- 銀行は、本取引に使用するのためのあわぎんローンカード(以下「カード」という)を発行するものとします。取引を利用された場合には、毎年3月、9月の2回「カードローン取扱照会表」を郵送します。
- 借主は、表記カードローン取引契約書(以下「本契約書」という)で本取引の返済用口座として、借主名義の普通預金(総合口座を含む)口座(以下「指定口座」という)を指定するものとします。

第2条(取引の方法)

- 本取引は、カードおよび現金自動支払機(現金自動預払機を含む。以下「支払機」という)を使用する当座貸越とします。
- 本取引では、小切手、手形の振出しあるいは引受け、または、公共料金等の自動支払は行いません。
- カードおよび支払機の取扱いについては、銀行所定の「あわぎんローンカード規定」によるものとします。

第3条(貸越極度額)

- 本取引により銀行から貸越を受けることができる極度額は、本契約書に記載の貸越極度額とします。なお、この極度額を超えて銀行が貸越をした場合には、本契約の各条項が適用されるものとし、その場合は銀行から請求が各次回第直ちに極度額を超える金額を支払います。
- 銀行は、前項の規定にかかわらず、銀行所定の方法により、貸越極度額を変更することができるものとし、変更後の取引についても本契約書の各条項が適用されるものとなります。

第4条(取引期限)

- 本取引の貸越利用期間は契約書記載期限のとおりとし、期限に実施する銀行の証書貸付切替手続をもって本取引による当座貸越の利用を終了するものとします。
- 就学者が貸越利用期間中に退学または死亡した場合は、借主はその旨をただちに銀行に通知し、契約書記載の当座貸越特約第4項に従うものとします。また、銀行が就学者の退学または死亡を知った場合は、債務者に通知することにより、契約書記載の当座貸越特約第4項に従って取り扱えるものとします。
- 契約により、年令による期限更新の制限を設けている場合には、本契約書記載の年令を超えての期限の更新はできません。
- 期限に貸越元金がない場合は、期限の翌日に本取引は当然に解約されるものとします。

第5条(利息、損害金等)

- 当座貸越借入金(保証料を含む)は、付利単位100円とし、毎月の利払日に、所定の利率および方法により計算し、返済用口座から払い戻しのうえ、支払いに充当します。
- 本取引による債務を履行しなかった場合の損害金の割合は年14%(年365日の日割計算)とします。
- 本取引の借入利率は、以下のとおり決定され、見直されるものとします。
変動金利(短期プライムレート連動)の場合、借入利率は、毎年4月1日および10月1日(以下「基準日」という)に見直しを行い、その日現在における各基準利率と前基準日における各基準利率との差だけ引上げまたは引下げられるものとします。
ただし、金融情勢の変化等により、基準となる金利が廃止された場合は、これに代わる他の金利を利率変更の基準利率とすることができるものとします。
- 前項による変更後の利率は、各基準日(銀行休業日は翌営業日)から適用を開始するものとします。
 - 当座貸越期間中
基準日が4月1日の場合、基準日の属する年の4月の約定返済日の翌日からとし、基準日が10月1日の場合には、基準日の属する年の10月の約定返済日の翌日からとします。
 - 証書貸付切替後
当座貸越利用期限当日の証書貸付型適用利率とし利率は変更しないものとします。

第6条(随時返済)

- 貸越期間中については、当座貸越口座へ直接入金することにより随時に任意の金額を返済できるものとします。ただし、証券類は当座貸越口座へ入金できないものとします。
- 前項の入金額が貸越残高を超える場合、その超える金額は指定口座に入金されるものとします。
- 前項の随時返済は、次次の自動引き落としによらず直接銀行の窓口において行うか、カードを使用し現金自動預払機により行います。
- 貸越利息支払が遅延している場合は、本条第1項にかかわらず、随時返済はできません。

第7条(貸越利息額の自動引き落とし)

- 借主は、貸越利息の返済のため、各返済日までに指定口座に貸越利息相当額以上の金額を預入し、銀行は各返済日に普通預金(総合口座)通帳および普通預金払戻請求書なしで引き落としのうえ、支払にあてるものとします。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の貸越利息に満たない場合は、銀行はその一部を返済に充てる取引はせず、返済が遅延することになります。
- 前項の預入が遅延した場合には、銀行は返済金と損害金について、預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。

第8条(期限の利益の喪失)

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくとも、借主は本取引による一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済します。
 - 借主が支払を遅延し、銀行から書面により督促しても、銀行指定の日までに貸越利息を支払いなかったとき。
 - 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の住所が不明となるとき。
 - 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立があったことを銀行が知ったとき。

- 預金その他銀行に対する債務について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が送達されたとき。
 - 手形交換所、電子債権記録機関の取引停止処分を受けたことを銀行が知ったとき。
 - 阿波銀保証株式会社から保証中止または解約申出があったとき。
- 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、本取引による一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。
 - 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 銀行との取引約定に一つでも違反したとき。
 - 銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど、元利金あるいは貸越利息(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
 - 銀行が返済用預金口座を取引の停止、または解除したとき。

第9条(貸越の禁止)

- 貸越利息支払が遅延している場合、または前条により本取引による一切の債務につき期限の利益を失った場合には、新たな貸越を受けることができないものとします。
- 前項のほか金融情勢の変化、債権保全その他相当の事由がある場合、銀行はいつでも新たな貸越を中止することができるものとします。

第10条(解約)

- 借主はいつでも本取引を解約することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により銀行に通知し、直ちに本取引による債務を全額弁済します。
- 第9条各号の事由があるときは、銀行はいつでも本取引を解約することができるものとします。
- 第2項により本取引が解約された場合は、直ちにカードを返却し、本取引による債務を直ちに全額弁済します。

第11条(差引計算)

- 本取引による債務を履行しなければならぬ場合には、銀行はその債務と借主の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺できるものとします。
- 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、借主にわかり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできるものとします。
- 前2項によって差引計算する場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、預金等の債権の利率については、銀行の預金規定等と定められます。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年365日とし、日割で計算します。

第12条(借主からの相殺)

- 借主は弁済期にある借主の預金その他債権と本取引による借主の債務とを相殺することができます。
- 前項により借主が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金、その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出します。
- 第1項により借主が相殺した場合には、相殺通知の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知到達の日までとし、利率、料率は銀行の定めによるものとします。

第13条(充当の指定)

返済または第12条による差引計算の場合、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足らないときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べません。

第14条(借主からの相殺の場合の充当の指定)

- 第13条により借主が相殺する場合、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足らないときは、借主の指定する順序方法により充当することができます。
- 借主が前項による指定をしなかったときは、銀行が適当と認める順序方法により充当し、その充当に対しては異議を述べません。
- 第1項の指定により債権保全上支障が生ずるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、銀行の指定する順序方法により充当することができるものとします。
- 第2項によって銀行が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については期限が到来したものと、銀行はその順序方法を指定することができるものとします。

第15条(危険負担、免責条項)

- 借主が銀行に差入れた証書等が事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済します。
なお、銀行の請求により直ちに代わりの契約書等を差し入れます。
- 銀行が諸届その他の書類の印影を、借主の届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないとして取り引きしたときは、それら書類につき偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は借主の負担とします。
- 通帳および印章またはカードを失ったときは、直ちに書面によって届け出るものとします。この届出前に生じた損害は借主の負担とします。
- 借主に対する権利の行使もしくは保全に有した費用は、借主が負担します。

第16条(届出事項の変更)

- 印章またはカードを失ったとき、または氏名・印章その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により届け出るものとします。
- 前項の届出を怠ったために、届出のあった氏名、住所に宛てて、銀行からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとします。
- カードを失った場合の再発行は銀行所定の手続きをした後に行うものとします。この場合、相当の費用を置き、また銀行が必要とする場合は保証人を付すことに同意します。

第17条(報告および調査)

- 銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合は、借主の信用状態について直ちに報告し、調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 借主の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行に報告するものとします。

第18条(合意管轄)

本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店または本取引の開設店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第19条(個人信用情報機関への登録と利用)

- 借主はこの契約に基づく借入金額、借入日、最終返済日等の借入内容にかかる客観的事実について、借入契約期間中およびこの契約による債務を全額返済した日から5年を超えない期間、銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関と提携する個人信用情報機関の加盟企業が自己の取引上の判断のために利用することに同意します。
- 借主は次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。
 - この契約による債務の返済が遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延した日から5年間を超えない期間。
 - この契約による債務について保証提携先、保険者など第三者から銀行が支払いを受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続きにより銀行が回収したときは、その事実発生日から5年を超えない期間。

第20条(成年後見人等の届出)

- 借主またはその代理人は、借主について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行へ届け出るものとします。借主の補助人、保佐人、後見人については、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も、同様に銀行に届け出るものとします。
- 借主またはその代理人は、借主について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届け出るものとします。
- 借主またはその代理人は、借主について、すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出るものとします。
- 借主またはその代理人は、第3項の届出事項に取消または変更が生じた場合に同様に届け出るものとします。
- 前項の届出前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。

第21条(反社会的勢力の排除)

- 借主および連帯保証人は、借主、連帯保証人および担保提供者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していることが認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主および連帯保証人は、借主、連帯保証人および担保提供者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つに該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

- 借主、連帯保証人および担保提供者が前第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または前第1項の規定に基づく表明・確約に關して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、借主はあらかじめ求償債務を負い、この契約による債務のほか銀行に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済するものとします。
- 前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行からの請求が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に期限の利益が失われたものとします。
- 第3項の規定により、借主、連帯保証人および担保提供者に損害が生じた場合には、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主、連帯保証人および担保提供者がその責任を負います。
- 第3項の規定により債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第22条(規定の変更)

- この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

お知らせ

- 規定第9条により借主にこの債務の全額返済義務が生じた場合には、銀行は阿波銀保証株式会社に対してこの債務全額を請求することになります。
- 阿波銀保証株式会社が借主に代わってこの債務全額を銀行に返済した場合は、借主は阿波銀保証株式会社にこの債務全額を返済することになります。

ローン規定（証貸取引規定）

第1条(元利金返済額等の自動支払)

- 借主は、元利金の返済のため、各返済日(返済日が銀行の休日の場合は、その翌営業日、以下同じ。)までに毎回の元利金返済額(半年ごと増額併用の場合は、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。)相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
- 銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することになります。
- 毎回の元利金返済相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と損害金の合計をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第2条(繰り上げ返済)

- 借主が、この契約による債務を期限内に繰り上げて返済をする場合には、繰り上げ返済日の3営業日前までに銀行に通知するものとします。
- 繰り上げ返済を行う場合に未払利息があるときは、繰り上げ返済日に、その日までの未払利息ならびに半年ごとの増額返済部分の未払利息の全部を支払うものとします。
- 借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行店頭に表示された所定の手数料を支払うものとします。
- 一部繰り上げ返済をする場合は、前3項によるほか、下記条件において、繰り上げ返済後の返済方法を設定するものとします。
 - 当初契約の融資期間を延長しないものとします。
 - 据置期間を設けないものとします。
 - 半年賦償還額を増額しないものとします。
 - 借入利率等の他の借入要項記載条件については変わらないものとします。

第3条(期限内の全額返済義務)

- 借主について次の各条の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったとき。
 - 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
 - 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったことを銀行が知ったとき。
 - 預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたことを銀行が知ったとき。
- 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 借主が第7条の規定に違反したとき。
 - 銀行との取引約定に一つでも違反したとき。
 - 銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - 借主が振り出した、または引き受けた手形の不渡りと借主が発生記録した電子記録債権の支払不能とが、6か月以内に生じたとき。
 - 担保の目的物について差押えまたは競売手続の開始があったとき。
 - 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第4条(銀行からの相殺)

- 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したの、または前条によって返済しなければならぬこの契約による債務全額と借主の銀行に対する預金等の債権とをその債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
- 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の債権の利率については、銀行の預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第5条(借主からの相殺)

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金等の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができるものとします。
- 前項によって相殺する場合、相殺できる金額、相殺に伴う手数料等については第2条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の3営業日前までに銀行へ書面により通知するものとし、預金等の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
- 第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。

第6条(債務の返済等にあてる順序)

- 銀行から相殺する場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定するこ

- とができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務の他に銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるか指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- 第2項のお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第7条(代わり証書等の差入れ)

事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代わり証書等を差し入れるものとします。

第8条(印鑑照合)

銀行が、この取引にかかわる諸届その他の書類に使用された印影がこの契約書に押捺の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第9条(費用の負担)

この契約に基づく取引に関し、権利の行使もしくは保全に要した費用は借主が負担するものとします。

第10条(届出事項)

- 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、直ちに銀行に書面で届け出るものとします。
- 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとします。

第11条(報告および調査)

- 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主および保証委託契約に対する保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
 - 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証委託契約に対する保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。
- ## 第12条(債権譲渡)
- 銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡(以下本条においては信託を含む)することができるものとします。
 - 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては信託の受託者を含む)の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第13条(団体信用生命保険)

借主は、この契約による債務について、団体信用生命保険の加入が認められている場合で、借主が加入を選択し、かつ保険会社に加入を認められたときは、次の各項を承認します。

- 借主は銀行を保険契約者ならびに保険金受取人とし、銀行の指定する生命保険会社を保険者とする団体信用生命保険に被保険者として加入します。なお、保険料は銀行の負担とします。
- 保険金額はこの契約による債務の金額を基準とし、その算定は銀行所定の算出方法によるものとします。
- 本条第1項の保険契約に基づき、借主は生命保険会社に対する告知事項についてはすべて事実を記載します。
- この契約による債務が存続する間に、団体信用生命保険契約に定める保険事故が発生したときは、借主または借主の親族は遅滞無く銀行に通知のうえその指示にしたがいま
- 前項により銀行が保険者から保険金を受領したときは、銀行は債務の期日の前後ならびに法定の順序にかかわらずこの契約による債務に充当することができます。ただし、借主が団体信用生命保険加入後2年を経過するまではこの約定による債務が存続するものとし、本債務への充当、担保解除および約定書返却等は銀行の定めによるものとします。
- 前項により受領した保険金によって補填されない残債があるときは、銀行の請求により直ちに弁済します。
- 本条第5項但し書きの留保期間内に、万が一借主の告知義務違反等により保険者から銀行が保険金の返還を請求されたときは、返還すべき金額に相当する債務を直ちに弁済します。告知義務違反その他団体信用生命保険約款の定めにより銀行が保険金を受領できないときは、当然借主のこの契約による債務は残存するものとします。

第14条(合意管轄)

借主および連帯保証人は、この契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には銀行本店またはこの取引の属する支店を管轄する裁判所を管轄裁判所と定めます。

第15条(個人信用情報機関への登録と利用)

- 借主はこの契約に基づく借入金額、借入日、最終返済日

- 等の借入内容にかかわる客観的事実について、借入契約期間中およびこの契約による債務を全額返済した日から5年を超えない期間、銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意します。
- 借主は、次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。
 - この契約による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延した日から5年を超えない期間。
 - この契約による債務について保証提携先、保険者など第三者から銀行が支払いを受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続きにより銀行が回収したときは、その事実発生日から5年を超えない期間。

第16条(成年後見人等の届出)

- 借主またはその代理人は、借主について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行へ届けるものとします。借主の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も、同様に銀行に届け出るものとします。
- 借主またはその代理人は、借主について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行へ届けるものとします。
- 借主またはその代理人は、借主について、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届けるものとします。
- 借主またはその代理人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。
- 前4項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。

第17条(反社会的勢力の排除)

- 借主および連帯保証人は、借主、連帯保証人および担保提供者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これを「暴力団員等」とい)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していることが認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められている関係を有すること。
 - 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 借主、連帯保証人は、借主、連帯保証人および担保提供者が、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借主、連帯保証人および担保提供者が、前第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または前第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、借主は、あらかじめ求償債務を負い、この契約による債務のほか銀行に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済するものとします。
- 前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行からの請求が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に期限の利益が失われたものとします。
- 第3項の規程により、借主、連帯保証人および担保提供者に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主、連帯保証人および担保提供者がその責任を負います。
- 第3項の規程により債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第18条(規定の変更)

- この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

お知らせ

規定第3条により借主はこの債務の全額返済義務が生じた場合には、銀行はこの債務の保証提携先に対してこの債権全額を請求することになります。この場合、借主は保証提携先にこの債務全額を返済することになります。

保証委託約款

借主は、株式会社阿波銀行(以下「銀行」という)との当座貸越契約(カードローン契約)について、次の各条項を承認のうえ、借主が銀行に対して負担する債務について連帯保証することを、阿波銀保証株式会社(以下「保証会社」という)に委託します。

第1条(保証委託の範囲)

- 借主は、保証会社に対し、借主と銀行との間の当座貸越契約(カードローン契約)について本保証委託約款の各条項を承認のうえ連帯保証を委託します。
- 前項の信用保証は、銀行と保証会社との約定に基づいて行われるものとします。

第2条(担保の提供)

借主は資力並びに信用等に著しい変動が生じたときは、遅滞なく保証会社に通知し、保証会社の承認した保証人をたて、または相当の担保を差入れます。

第3条(求償権の事前行使)

- 借主について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、保証会社から通知催告等がなくても、保証会社に対し、あらかじめ償還債務を負い、直ちに弁済するものとします。
 - 支払の停止、または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったことを保証会社が知ったとき。
 - 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたことを保証会社が知ったとき。
 - 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって保証会社に借主の所在が不明となったとき。
- 次の各場合には保証会社の請求によって前項と同様、あらかじめ償還債務を負い、直ちに弁済するものとします。
 - 借主がこの約定および債務の当座貸越契約の一つにでも違反したとき。
 - 抵当物件につき差押または競売手続の開始があったとき。
 - 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- 前2項の場合、借主は保証会社に対する償還債務、または原債務に担保があると否を問わず求償に応ずるものとし、また保証会社に対して担保の提供または原債務の免責を請求しないものとします。

第4条(代位弁済)

- 借主が銀行に対する債務の履行を遅滞したため、またはその他銀行に対する債務の期限の利益を喪失したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、借主に対して何ら通知、催告を要せず、履行の方法、金額等については銀行、保証会社の約定に基づいて弁済するものとします。
- 保証会社の前項の弁済によって銀行に代位する権利の行使に関しては、借主が銀行との間で締結した契約のほか、この契約の各条が適用されます。

第5条(求償権の範囲)

保証会社が第4条の弁済をしたときは、借主は保証会社に対し、その弁済額、弁済に要した費用およびこれらに対する弁済の翌日から完済まで年14%(年365日の日割り計算)の割合による遅延損害金並びに求償権の行使に要した費用その他一切の損害を支払うものとします。

第6条(弁済の充当順位)

借主の弁済額が、この契約から生じる保証会社に対する債務の全額を消滅するに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当するものとします。

第7条(調査・報告)

- 借主の氏名、職業、住所、居所等の事項について変更があったときは直ちに保証会社に対して書面によって通知をし、保証会社の指示に従うものとします。
- 借主が前項の届出を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着

し、または到着しなかった場合、通常到達すべきときに到着したものとします。

- 財産、経営等について保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社に対し報告し、保証会社の指示に従うものとします。
- 保証会社が、借主について、保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第8条(公正証書の作成)

借主は保証会社から請求があったときは、直ちに強制執行認諾条項付きの公正証書の作成に必要な一切の手続きを行うものとします。このために要した費用については、保証会社の指定する金額を借主が負担するものとします。

第9条(費用の負担)

借主は、保証会社が被保証債権保全のため要した費用および保証会社に対して行う担保設定登記費用ならびに第4条によって取得された権利の保全もしくは行使または担保の保全もしくは処分に必要な費用を負担するものとします。

第10条(借入規定)

借主は、保証会社の保証により銀行と取引をするについては、この契約のほか、借主と銀行との間で締結した当座貸越(カードローン契約)の各条項に従います。

第11条(管轄裁判所)

この契約に関し紛争が生じた場合は、保証会社の本店所在地の管轄裁判所を管轄裁判所とします。

第12条(保証料)

保証料については、保証会社が、本件保証に基づき融資を受ける銀行から保証会社所定の料率、方法により受取ることに異議ありません。

第13条(連帯保証人)

- 連帯保証人は、この約定によって借主が保証会社に対して負担する債務について、この契約の各条項を承認のうえ借主と連帯して債務履行の責任を負い、保証会社の都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除されても異議を述べないものとします。
- 連帯保証人が前項の保証債務を履行した場合、代位によって保証会社から取得した権利は、借主と保証会社との取引継続中は保証会社の同意がなければこれを行使しません。もし、保証会社の請求があれば、その権利、または順位を保証会社に無償で譲渡します。なお、連帯保証人が借主の銀行に対する債務の弁済をしても、保証会社に対し求償権を行使しないものとします。

第14条(成年後見人等の届出)

- 借主および連帯保証人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主または連帯保証人について、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。借主または連帯保証人の輔助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も、同様に保証会社に届け出るものとします。
- 借主および連帯保証人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主または連帯保証人について、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社に届け出るものとします。
- 借主および連帯保証人またはその代理人は、借主または連帯保証人について、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出るものとします。
- 借主および連帯保証人またはその代理人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出るものとします。
- 前4項の届出の前に生じた損害については、保証会社は責任を負いません。

第15条(信用情報機関への登録と利用)

借主は、本申込および本契約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報が、保証会社の加盟す

る信用情報機関(保証会社と提携する与信業者を含む以下、同じ)に原契約借入期間中および原契約上の債務を全額返済した日から5年を超えない期間登録されること、並びに当該機関と提携する信用情報機関に登録された情報(既に登録されている情報を含む)が、借主の支払能力に関する調査のために当該機関の加盟会員または当該機関と提携する信用情報機関の加盟会員によって利用されることに同意します。

第16条(反社会的勢力の排除)

- 借主および連帯保証人は、借主、連帯保証人および担保提供者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していることが認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して、認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主および連帯保証人は、借主、連帯保証人および担保提供者が、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借主、連帯保証人および担保提供者が、前第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または前第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社からの請求によって、借主は、あらかじめ求償債務を負い、この契約による債務のほか保証会社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済するものとします。
- 前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が保証会社からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、保証会社からの請求が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に期限の利益が失われたものとします。
- 第3項の規定により、借主、連帯保証人および担保提供者に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、借主および連帯保証人がその責任を負います。
- 第3項の規定により債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第17条(契約の変更)

- この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。